

## 説苑

### 具体的国家分析のための

### 国家の基礎的諸概念について

—— 中村氏の新「国家概念」把握によせて ——

星 埜 惇

多くの反響をひきおこした中村政則氏の「近代天皇制国家論」<sup>(1)</sup>および「近代天皇制国家の確立」<sup>(2)</sup>については、わたくしもかつて批判的に言及するところがあった。<sup>(3)</sup>ただ、そこで提示されていた氏の把握のひとつ、「国家形態Ⅱ国家機構Ⅱ国家権力」として国家権力をとらえ、これを国家類型と切断するといふ点については、氏自身、右の二作の発表の直後に、その修正の方向を次のように示唆されていたのである。

「国家の階級の本質がブルジョア・地主国家で、国家形態は絶対主義的という規定はいいとしても、それでは国家権力の階

級の本質は何と規定するのかと聞かれた場合に、多くの理論は必ずしもそれによく答えていない。むしろ国家機構が絶対主義的国家機構だから、その国家機構を直接的に掌握している執行権力の本質も絶対主義だ、だいたいそういうふうになっている……。「しかし」国家類型と国家権力との関係を問題とするならば、国家の階級の本質がブルジョア・地主国家ならば、その国家権力の本質もブルジョア・地主権力だというふうにいっていいんじゃないか。そうするとブルジョア・地主権力でありながら、絶対主義的な国家形態をとることが理論的にありうるのかどうかという疑問が出てくる……。……「その道は」開けるんじゃないか」<sup>(4)</sup>と。また、「国家権力の階級の本質は何かと聞かれた時に、多くの議論はアン・ビバレント、二面的なんです。ブルジョア・地主的な面と、絶対主義的な面と両方あるというふうない方。とりわけ、絶対主義的天皇制という概念は国家形態にしぼったネーミングである。だからそれはマルクス主義政治学という狭義の、狭い意味での国家をさしている……。それには対外関係とか、あるいは社会関係を捨象している……」<sup>(5)</sup>と。

このように氏は、国家類型ないし国家の階級の本質と国家形

態のズレという把握は断乎として固守されたいうえで、国家権力をむしろ国家類型の側にひきつけ、国家形態とは切りはなす方向での修正を意図されていたのである。

氏の近作「天皇制国家と地方支配」<sup>(6)</sup>は、一九七五年の「近代天皇制国家論」以来、丁度一〇年後の現在において、右の修正を明確に実現させたものであるということが出来る。しからばその修正は、この間の氏の所説に対する批判を克服しうるものとなったかどうか、この点を検討するのが本稿の目的である。

(1) 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編『大系日本国家史4』近代I、東京大学出版会、一九七五年。

(2) 同上編『大系日本国家史5』近代II、一九七六年、鈴木正幸氏との共同執筆。

(3) 星埜『国家移行論の展開』未来社、一九八〇年、第一章第三節。なお、星埜「戦後日本国家の従属性について」

『科学と思想』五五号、一九八五年)の一三〇ページ注(20)をも見られたい。

(4) 「大学ゼミ訪問」(『経済』一五七号、一九七七年)、二〇一―二ページの中村氏の発言。「」内は引用者が挿入、以下同じ。

― 具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について ―

(5) 同上、二〇〇ページ。

(6) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8』近代2、東京大学出版会、一九八五年所収。

### 一 国家類型について

中村氏は、「議論の混乱を避けるために」、氏が「これまでに天皇制国家論を組立てる際に使ってきた諸概念」<sup>(1)</sup>の簡単な「定義」を行なわれている。

ここでは、まず国家類型について、これを「国家の階級の本質をさす」<sup>(2)</sup>とされ、エンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』における、国家は「通例、もつとも勢力のある経済的に支配する階級の国家である。この階級は、国家を用具として政治的にも支配する階級となり……」<sup>(3)</sup>(傍点、引用者)という著名な文章を示されつつ、国家は「それぞれの時代の経済的支配階級＝基本的生産手段の所有者の政治組織である」<sup>(4)</sup>と定義されているのである。そして、「古代の奴隸制国家、中世の農奴制国家、近代の資本主義国家」を、「国家類型論レベルの国家範疇」<sup>(5)</sup>として例示されている。

- (1) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8』近代2、東京大学出版会、一九八五年、三七ページ。  
 (2) 同上、三七ページ。  
 (3) マルクス・エンゲルス全集21、一七〇ページ。  
 (4) 前掲『講座日本歴史8』、三七―八ページ。  
 (5) 同上、三七―八ページ。

氏がエンゲルスの把握を借りて示されるように、たしかに、通例、経済的支配階級は政治的支配階級である。しかし、ここで注意を喚起しておきたいことは、エンゲルスの場合、経済的支配階級は「国家を用具として政治的にも支配する階級となり」と述べているのであって、単にただちに「経済的支配階級↓国家」とするのではなく、「経済的支配階級↓政治的支配階級↓国家」という論理をへてこそ、「経済的支配階級↓国家」という把握を提示していることである。この点、瑣末な拘泥と思われるかも知れないが、中村氏の国家把握の論理から政治的支配階級の把握が常に欠落する一因であると考えられるので、とくに指摘しておくかなくてはならない。

さらに中村氏は、「国家類型論レベルの国家範疇」として、

古代奴隸制国家・中世農奴制国家・近代資本主義国家等の、そのかぎりもつとも抽象的・包括的な(すなわち、資本制国家であるならば、それらの間に存在する段階的・性格的な具体的差異を捨象して一般の抽象的共通性のみ注目した)歴史範疇性を示されている。この点、のちに問題とする国家形態に關説して、「これはブルジョア国家だと指摘しただけでは「国家類型」を指摘しただけでは「引用者」、お前は人間だといったにすぎない。問題はどんな顔をもち、どんな皮膚の色をし、どんな骨組みをもつ人間なのかを明らかにすることである。問題をそこまで具体化しなければ、国家の具体的形像を真につかむことはできない。国家形態論はまさにこのことを課題としているのである」<sup>(6)</sup>とされていることから明らかであろう。そして、国家類型をこのようなものとして把握することにわたくしも異論はない。

しかし、中村氏のかつての国家類型把握はそうではなかったはずである。氏はかつて、日本の開国と西南戦争期の国家類型を「半封建的絶対主義国家類型」と、また絶対主義的天皇制成立時と韓国併合時の国家類型を「資本制国家」と「帝国主義国家類型」・「ブルジョア・地主国家類型」・「軍事的半封建的資本

主義国家類型」・「特殊後進国的帝国主義国家類型」等々として把握されていたのである。(7)それは、さきのような抽象的・包括的な国家範疇のレベルではなくして、そうした国家類型をさらに段階的に、あるいは特殊具体的な性格によって規定した把握であり、それ自身が、国家類型の把握というより、国家のヨリ具体的な内容、——類・種にかかわる規定であって、(8)類型論としてでなく、国家内容論として示すべきであった、わたくしはこう指摘しておいたところである。(9)

中村氏は、こうした類型把握の変化については何の注釈も加えておられないが、ともかくまず類型を、抽象的・包括的な国家範疇のレベルでおさえるという、われわれと同様の把握に復された。しかしその結果、「国家の具体的形像を真につかむ」ための「具体化」の課題の一切を、今度は、同一類型に属する国家の特殊具体的な型を問題とする国家内容論の媒介を経ることなく、(10)国家形態論に投入されることとなったのである。

(6) 前掲『講座日本歴史8』、三八ページ。

(7) 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編『大系日本国家史4』近代I、東京大学出版会、一九七五年、四四・四七一五〇各ページ、同近代II、一九七六年、四・

——具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について——

三八各ページ。

(8) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』上、藤田勇監訳、日本評論社、一九七三年、二三三—四ページ。

(9) 星埜「戦後日本国家の従属性について」(『科学と思想』55号、一九八五年)一三〇ページ、注(20)。

(10) 「同一の社会構成体、同一の歴史的タイプの内部、での、具体的なもの多様性、変化のモメントをとらえるのに国家の本質カテゴリーと形態カテゴリーだけでは不十分な点がある……」。たとえば、ブルジョア国家についての一般的・抽象的規定(本質論)にもとづいて、歴史的・具体的なものすべてその現象形態として説明することができるかどうか、という問題である。本質論のレヴェルにおしこんだのでは本質規定の例外をはてしなくとめなければならず、形態論のレヴェルにおしこんだのでは形態カテゴリーそのものをはてしなく多様化せざるをえないような問題、しかも『タイプ』カテゴリーを社会構成体レヴェルの理論的一般化のカテゴリーとしておさえている以上そこにもってゆくこともむずかしいような問題、そうしたものを、本

質（その媒介としてのタイプ）、形態カテゴリーとの連関を考慮しつつ、理論的に処理するためには、特定の歴史的タイプの国家の本質規定をより具体化し、つづ、これを形態論

につなぐ、カテゴリーとして、国家の内容というカテゴリーを検討しておく必要があるように思われる」（藤田勇「国家論の基礎的カテゴリーについて」、『現代と思想』18、一〇ページ）。

## 二 国家形態について

国家形態について、中村氏はまず、平野義太郎氏の『国家権力の構造』を引用されつつ、これを「一階級が他階級を抑圧する仕方・仕組み・機構が組み立てられている抑圧の独自の固有の形態のことである」とされ、この「抑圧の固有の独自の形態はさまざまでありうる」が、それは「階級的諸関係、階級闘争の変化によって引起こされるものであって」、資本主義国家といえども「資本主義の発展段階によって一義的にきまるのではない」といわれている。そして、前節で示したように、「資本主義の発展段階」↓「比較的にいえば……ブルジョア国家」と

いう類型レベルの把握をさらに「具体化」し、「国家の具体的形象を真につかむこと」こそ、国家形態論の課題であるとされたのであった。

(1) 平野義太郎『国家権力の構造』理論社、一九五四年、四一ページ。

(2) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8』近代2、東京大学出版会、一九八五年、三八ページ。

氏の国家形態概念の内包する範囲は、右で指摘された階級的諸関係、階級闘争の変化にとどまるものではなく、のちに見るようにさらに広汎なものであって、具体的国家分析の課題の一切がここに集中するものである。その当否は後述の検討にゆだねるが、右の、階級的諸関係・階級闘争の変化↓国家形態の変化<sup>(3)</sup>という把握についてはどうか。

そもそも、階級的諸関係・階級闘争の変化は、た、だ、ち、に、国家（中村氏によれば、経済的・支配階級の政治組織）の場で直接にたちあらわれるものではないであらう。それは経済構造においてであり、また政治的上部構造においてであるはずである。それは、両基本的階級の角逐の舞台が、支配階級の政治組織とし

ての国家ではなく、まず経済構造、政治的上部構造<sup>(5)</sup>であるからである。

そしてまた、そうした階級的諸関係・階級闘争の変化を反映するのは、ただちに国家形態であるというだけでなく、抽象的な類型レベルの把握からさらに一段具体化された国家概念のレベルとしての国家内容(中村氏のいわれるような単なるブルジョア国家としての発展段階把握でなく、経済的支配階級↓政治的支配階級の発展段階——産業ブルジョア金融独占ブルジョア——、国内の階級関係・対外的関係からする政治的支配階級の性格変化等を表現する特殊具体的規定<sup>(6)</sup>)についても、それを見出しておかななくてはならないであろう。政治的上部構造・政治的支配階級把握の欠落↓その政治的支配階級の段階的・性格的規定の欠落という点<sup>(7)</sup>が、国家類型概念の純化(旧説における類型II特殊類型II国家内容という事実上の把握から、新説における抽象的国家範疇としての類型把握への復帰)とむすびついて、このために、すべての具体的国家分析が国家形態レベルで行なわれることになるのであった。

(3) 前掲『講座日本歴史8』、三八ページ。

(4) 星埜『国家移行論の展開』未來社、一九八〇年、二〇・

— 具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について—

三三一・四・四一・一一九—一二〇各ページ。

(5) 星埜『戦後日本国家の従属性について』、『科学と思想』55号、一九八五年、一二九—一三一ページ。

中村氏の新たな国家形態概念は、すでにふれておいたように、階級的諸関係、階級闘争の変化によってのみ規定されるものではない。氏は、かつての「国家意思決定・強制のパラトとしての国家機構・国家イデオロギー……またその決定・強制の原理<sup>(8)</sup>」としての定義を、「狭義の国家」視点に「傾斜していた<sup>(9)</sup>」、ないしは「国家機構論に偏しがちであった」とされ、そこから脱却し、「狭義の国家」と『広義の国家』の両方にかかわる概念装置として、国家形態の分析範囲を広げる必要がある<sup>(10)</sup>」とされて、かつての「定義に加えて、国家が社会をどのように編成しているか、また対外関係をどのように律しているか」という国家と社会、国家と対外関係の処理機構をふくむものとして理解し……国家による都市・地方支配のあり方や条約などの軍事・外交関係・植民地支配をもふくむ概念として国家形態概念を再構成する必要がある<sup>(11)</sup>」と述べられている。そして、こうした国家形態を決定する「四要素」として、「第一は階級闘争

「第一義的かつ相互規定的」、第二は社会関係〔特殊性規定、相互規定的。社会的基礎論・地方支配と運繋〕、第三は文化水準と伝統〔政治諸勢力の国家構想・支配イデオロギーの形成を規定〕、第四は国際的契機〔先進国の影響・対外的危機・戦争・植民地領有・世界システムでの位置等〕である」と規定されるのである。

(6) 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則『大系 日本国家史5』近代Ⅱ、東京大学出版会、一九七六年、八三ページ。

(7) 前掲『講座日本歴史8』、四一ページ。

(8) 同上、四一―二ページ。

(9) 同上、四二―四ページ。

「分析範囲」の論理次元を超えた無限定の拡大、すなわち、「広義の国家」を直接国家形態論の領域とすることに疑念があるにせよ、「国家による都市・地方支配のあり方」、「条約などの軍事・外交関係」、「植民地支配」等が、国家形態という分析レベルでも対象となることはむしろ当然である。氏が引用される『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』において

も、国家形態論のなかで、国家間の「経済的、政治的、文化的関連」、「国家的統一の組織形態、すなわち国家の外的形態をなす国家構造、国家の地域的編成」<sup>(10)</sup>等の問題をとりあつかっているのである。前節での指摘との関連でいうならば、そうした、政治的支配階級の具体的ありかたに関わる問題が、すべて国家形態のレベルでのみ、処理されることに問題があると思われる。氏の「国家史と人民闘争史はワンセットでなければならぬ」とする主張を利用していうならば、そのような人民闘争の国家変革の課題が、国家形態をめぐって一挙的に提示されるとは限らず、国家類型（階級の本質の変革）↑国家内容（政治的支配階級の段階・性格の変革）↑国家形態（政治的支配階級の国家を通ずる実体的政治支配の変革）↑政治的・上部構造（政治的支配階級との対抗）……と、相互に関連しつつも時に段階的に、論理的にも実体的にも相対的に分離してあらわれうることに注意しなくてはなるまい。

さらに、氏の「国家形態をきめる四要素」<sup>(12)</sup>といういかたも必ずしも明確ではない。右でわたくしの指摘した国家類型・国家内容・国家形態・政治的・上部構造……といった各概念のレベルに照しても、「きめる」とか「条件づける」のは、宙空に浮

いた不分明な次元で「きめ」たり「条件」づけたりしているわけではないので、やはりそれらの論理次元は明確にしうるはずである。たとえば、「階級闘争」・「階級諸勢力の相互関係」・「諸階級の闘争」といった「要素」は、まず経済構造・政治的の上部構造（イデオロギーをふくむ）の場であられ、国家形態にのみ直結するものではなく、国家内容をも規定しているであろうし、「社会的基礎論と連繫」<sup>(13)</sup>する「社会関係」も、もともとひろく経済構造をも視野に入れた社会総体、国家内容（政治的支配階級の具体的な段階・性格規定）にかかわり、それゆえにこそ一定の媒介をへて国家形態を規定しうるのであって、「要素」として国家形態に直結するものではあるまい。同様に、「文化水準・伝統」（「政治的諸勢力がどのような国家を構想するか、どのような支配イデオロギーないし対抗イデオロギーを形成するか、これはその国の文化水準や伝統に規定されており、それが国家の具体的形態に作用する」<sup>(14)</sup>）も、国家形態そのもの（政治レジーム）<sup>(15)</sup>ないし政治的の上部構造（イデオロギーをふくむ）の次元の問題である。さらにまた、「国際的契機」（「先進国モデルの継受」のほか「対外的危機や戦争、植民地領有など」）<sup>(16)</sup>は、これまた国家内容の問題でもあり、そこでの政

— 具体的な国家分析のための国家の基礎的諸概念について —

治的支配階級の段階・性格規定を媒介として国家形態にかかわってくるであろう。

中村氏は、国家形態に作用し、規定するものをすべて羅列されようとしているのではないのであるから、それらが、いかなる次元、いかなる場で、いかなる意味において規定し作用しているかを明確にしなければならなかったのである。

中村氏のいわれる「社会関係が文化水準や伝統のあり方をきめ、それに媒介されて階級闘争の質もきまる。だが、逆に、階級闘争の発展が社会関係を変え、文化水準・伝統を変容させる……第一と第二・第三とは相互規定の関係にある」という「論理的関連」<sup>(17)</sup>は、経済構造をふくむ社会、イデオロギー的の上部構造、政治的の上部構造の「論理的関連」のいいかえにすぎないのではなからうか。

(10) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』上、藤田勇監訳、日本評論社、一九七三年、二三五・二三八各ページ。

(11) 前掲『講座日本歴史8』、四一ページ。

(12) 同上、四二ページ。

(13) 同上、四二ページ。



(14) 同上、四三ページ。

(15) 前掲『国家・法の一般理論』上、二三六―八ページ。

(16) 前掲『講座日本歴史8』、四四ページ。

(17) 同上、四三ページ。

### 三 国家権力・国家機構について

中村氏は、本稿冒頭で示しておいたように、すでに一九七七年、「近代天皇制国家論」の国家権力規定を修正し、それを国家類型の側にひきつけ、国家形態と相対的に切斷する方向を示唆されていた。近作「天皇制国家と地方支配」において氏は、国家権力を「支配階級が被支配階級を支配する主権的な公的権力」とされ、その「階級の本質はいかなる階級の利害をもっともよく代弁しているかできまる。したがって権力規定は、国家類型つまり国家の階級の本質によってきまる。……〔短期間の過渡期は別として〕国家の階級の本質と権力規定とのあいだにはズレはない。その意味で国家類型の低位概念は、国家形態ではなく、国家権力である<sup>(1)</sup>」、このように修正を明白にされたのである。

(1) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8』近代2、東京大学出版会、一九八五年、三八ページ。

右において中村氏は、国家権力を類型に直結し、そのことによって、類型↓権力と、国家形態とが相対的に分離しうる前提をかたちづくられた。この場合、さきに見たように政治的支配階級を媒介とせず、国家内容論を媒介としないところから、必然的に、経済的支配階級↓類型↓権力という論理が導かれるようになっているのである。

あらためて原点にたちもどり、政治的支配階級の本質が国家類型を規定し、またその具体的態様が国家内容を規定していると見れば、政治的支配階級の掌握する国家権力が、類型↓内容と齟齬することはありえないであろう。しかしその場合、かかる国家権力を体現する国家形態もまた、それらと齟齬するものではありえない。中村氏は、ブルジョア的國家類型、絶対主義的國家形態を絶対不動の前提<sup>(2)</sup>といたうえて、いかに絶対主義的國家形態といえども、ブルジョア的國家類型のもとにあるかぎり、ブルジョアの國家権力として機能せざるをえないことを論理化しようとされたにすぎない。

(2) 前掲『講座日本歴史8』四五ページ以下で、氏は山崎氏の分離論を批判されてはいる。しかし、氏の根拠たるソ連邦科学アカデミー「国家・法研究所の『国家・法の一般理論』上(二三四ページ)の立論も、政治的支配階級の媒介

ゆきである点、しかしそれが国家内容論を媒介としたものである点、氏が類型と形態の間に媒介として挿入された環

(既述の「四要素」が論理次元としてなお混乱している点、山崎氏の「国家類型理解が抽象的にすぎる」(四六

ページ)とされつつ、氏のいいかた自体(既述、三八ページ)もそうである点、国家類型そのものを特殊具体的にす

れば国家内容論を展開せざるをえなくなることを不問にし

「独自の国家形態」(四七ページ)に直ちに言及する点、等々、結局なお山崎氏批判たりえていないと思われる。

右のような、国家類型↓国家権力とする把握は、国家類型をブルジョア的なものとし、国家機構を絶対主義的なものとするかぎり、かつての国家権力⇋国家機構とする把握と<sup>(3)</sup>「齟齬を生ぜざるをえない」。かくして、「近代天皇制国家」における「国家権力⇋国家機構」とする規定は修正せざるをえなくなるので

——具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について——

ある。中村氏はこうして、「国家機構の本質は、権力の階級の本質によって、義的にきままるのではなく、むしろ主権の所在・統治理念・運用原理によってきまる」<sup>(5)</sup>とされるのである。

(3) 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則『大系日本国家史4』近代I、東京大学出版会、一九七五年、五

三—四ページ。

(4) 前掲『講座日本歴史8』三九ページ。

(5) 同上、三九ページ。

しかし、これまでの氏の把握からして、類型(経済的支配階級の本質)↓権力(経済的支配階級の主権的公的権力)であり、そのうえで権力⇋機構(権力の階級の本質によって一義的にきまらず、主権の所在・統治理念・運用原理によってきまる)となるのであるが、これは奇妙ではなからうか。「主権的公的権力」は氏によれば経済的支配階級の掌握するところである。これと異なる主権の所在とは何か。氏はここでは主権の所在を「帝国憲法」や「官吏服務規律」をもちだして法形式上の天皇を問題とされているのである。一方は国家論次元の究極的な権力・主権の掌握者、他方は法形式上の直接的な主権者。それは戦

後憲法における「国民主権」(その背後にある支配階級の「主権的権力」は明白である)をもちだす無意味さと同じではなからうか。またさらに、氏のいわれる「統治理念・運用原理」とは国家形態に属する政治レジームであり、この国家形態→政治レジームによって国家機構が編成されているのではなからうか。

氏はこれまで類型→権力形態(機構・イデオロギー)に加えて、階級闘争・社会関係・文化水準と伝統・国際的契機による決定)という論理を提示されてきたのであるが、そもそも支配階級がみずからのものとして機構を掌握しないで権力を掌握したといえるであろうか。「国家機構を動かす運用原理」としての「官吏服務規律」と「国家公務員法」が、「戦前と戦後とでは同じ資本主義国家でありながら……違っている……」「この一点からみても、国家機構の本質を権力の階級の本質からそのまま直線的に規定することは避けるべきである」といういいかたは、類型(内容)把握・形態把握を異にする他の論者に対しては全く説得力を欠く断定にとどまるのである。

(6) 前掲『講座日本歴史8』、三九ページ。

(7) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レ

ニン主義国家・法の一般理論』上、藤田勇監訳、日本評

論社、一九七三年、二三六―八ページ。

(8) 前掲『講座日本歴史8』、四〇ページ。

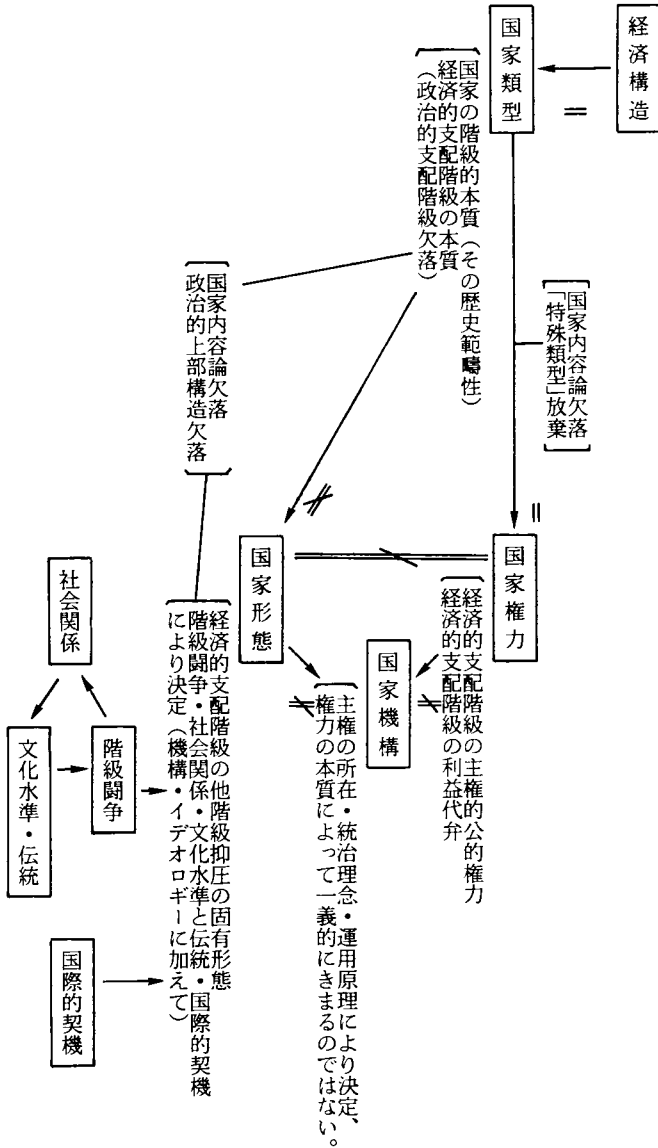
(9) 同上、四〇ページ。

#### 四 国家概念の構成

ここまで検討してきた中村氏の国家諸概念の連関をとりあえず図示しておこう(第1図)。さらに、氏の把握に疑念を表明したわたくしの見解も、可能なかぎり氏の用語を用いつつ図示してみよう(第2図)。

この図示を通じて、氏の類型と形態、ないしは権力と形態との関連が未だ不明確であることがあらためて示されているように思われる。氏が山崎氏批判のために引用された『国家・法の一般理論』の一節——「あれこれの(国家)形態の本質的特徴を、一定の歴史的発展段階で形成された生産関係の性格を捨象して理解することはできない。しかしながら、社会の経済体制は、全上部構造を全体として規定するものではあるが、国家の形態については、その内容をおおして屈折しつつ、究極的にのみこれの特徴づける。生産関係の分析は、したがって、基本的

第1図



— 具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について —



な諸原則を明らかにするが、国家権力のある一定の組織の特殊性を明らかにするものではない<sup>(1)</sup>——をみよう。この見解も、国家類型を経済構造ないし経済的支配階級と直結し、政治的支配階級の把握を欠落するものであるが、中村氏はこれを根拠に、経済構造→国家類型に対して、経済構造→国家形態<sup>(2)</sup>については「究極的にのみこれを特徴づける」にすぎないではないか、といっておられるのである。「その内容をとおして」の含意は、原文にてらして検討が必要であろうが、ともあれ氏は、国家類型→国家権力という把握に対して、右の引用の末尾における「国家権力のある、一定の組織の特殊性を明らかにするものではない」という点についてはどう理解されるのであろうか。また、山崎氏の「類型と形態の切斷論」<sup>(4)</sup>に対して、氏は「ブルジョア国家一般……を問題にしているのではない」として、結局特殊類型(II内容)と形態の限定づきの連関を指摘されるのであるが、それは本稿<sup>(3)</sup>でとりあげた氏の把握と整合していないのではないか。

わたくしの見解の図示は、これまで発表した考え方を便宜的にまとめてみたものにすぎない。ここであらためて整理して叙述することはしないが、経済構造と政治的上部構造、政治的上

——具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について——

部構造と国家類型とが、移行期においてズレうることを指摘したうえで、この、もつとも抽象的一般的な、他の同一類型の国家との歴史範疇的な共通性を示す国家類型の枠内で、国家内容→国家権力→国家形態が、とりわけ、具体的な政治的上部構造(国際的契機をふくむ)のありかたにに応じて変動しうるものであることを強調しておきたいのである。

(1) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レーニン主義国家・法的一般理論』上、藤田勇監訳、日本評論社、一九七三年、二三四ページ。

(2) 同上、二〇七—八・二一六—二二七各ページ。星塾『国家移行論の展開』未來社、一九八〇年、一一七—八ページ。同「戦後日本国家の従属性について」(『科学と思想』55号、一九八五年、一二八ページ)。なお、同「日本資本主義社会の成立過程について」(『商学論集』五二巻一号、一九八三年、一二ページ等)。

(3) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8』近代2、東京大学出版会、一九八五年、四六ページ。

(4) 同上、四七ページ。

(5) 同上、三八ページ。

(6) 前掲『国家移行論の展開』・「日本資本主義社会の成立過程について」・「戦後日本国家の従属性について」等。

結局、中村氏のとりあげられた「類型と形態を媒介する環」・「国家形態をきめる四つの要素」が、そのような意義をもたされながら、しかも国家分析・国家概念においてどう位置づけられているのか、この点が必ずしも明らかでないのである。氏は、今回の国家概念の再構成にもとづき、「明治憲法体制の特質」把握と「天皇制国家の地方支配」把握に「四要素」の観点を導入してこれを具体化されたのであるが、本稿二・三で指摘した問題点はそのまま引継がれ、地方支配の問題にしても、国家内容↓国家形態(↓編成形態)の、政治的上部構造↓国際的契機との関連で积く方が整合的であると考えられる。

また、氏の「経済的支配階級」の分析も、「官僚と財閥ブルジョア」とをつなぐ回路↓「政府の諮問機関」・「意思疎通ルート」・「半ば『私的』なルート」・「大日本紡績連合会」・「横浜蚕糸貿易商組合」・「地主階級の政治的編成」等を問題とされるかぎり、それはすでに政治的上部構造ないし国家内容における政治的諸支配階級の検討となっており、類型⇨経済的支

配階級の検討ではないのではなからうか。さらにまた、氏のとらえる国際的契機、「半周縁」的存在↓「半中枢」的存在への「転化」も、「国家形態をきめる四要素」といった漠然としたものではなく、一国の特殊具体的な型を示す国家内容の問題であり、それゆえにこそ国家形態を規定するのである。

- (7) 前掲『講座日本歴史8』、四七ページ。
- (8) 同上、四八ページ以下。
- (9) 同上、五四ページ以下。
- (10) 同上、六六ページ以下。
- (11) 同上、六八ページ。
- (12) 同上、六八―九ページ。
- (13) 同上、七〇ページ。
- (14) 同上、八一ページ。

もともと中村氏は、「国家論上の基礎概念」を提示するに当って、「国家類型・国家形態・国家権力・国家機構・国家機関等」にこれを限り、「そのほか統治形態、政治レジニウムなどさまざまな概念が提出されているが、……このような用語はいまのところ使用しないことにする。概念はできるかぎり少な

く、簡潔である方が理論的にすっきりするからである<sup>(16)</sup>とされ  
ている。しかし、果して「理論的にすっきり」したであろう  
か。政治的上部構造・政治的支配階級といった至極一般的な次  
元の問題が登場せず、国家の特殊具体的な段階・性格規定を欠  
落して、一挙に抽象的類型から形態分析に移る結果、あらゆる  
レベルのあらゆる問題が国家形態レベルの問題に投入されて、  
かえって「理論的」には錯雑したのではなからうか。

氏はこうも云っておられる。自分に向けられた「国家類型と  
国家形態のズレ論批判」<sup>(17)</sup>は、「論理の整合性のみを強調したま  
ったくの形式論理であって、この種の議論をいくら積み重ねて  
みても国家形態論の内容の豊富化を図ることはできない<sup>(18)</sup>、と。

なにゆえ「国家形態論の内容の豊富化」のみにこだわられるの  
か不思議であるが、こうした一種の開き直りともいうべき発言  
は、日本資本主義発達史研究の他の分野でも見られないことで  
はない。しかしそれは、所詮、自己の感覺的把握を最優先にお  
いて、ギリギリまで客観的・理論的に追究しつづけようとする  
姿勢を放棄することにつながるのではなからうか。「論理の整  
合性」を無視し、現実の感覺的把握に忠実であることが、国家  
形態にとどまらず、他の必須の概念を用いつつ、国家論の内容

― 具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について ―

の豊富化につとめることにつながってゆくことにはならないで  
あろう。中村氏は、氏に対する「ズレ論批判」の立場が、「国  
家類型がブルジョア的なならストリートに国家形態もブルジョア  
的本質をうけとる式の機械的・形式的理解<sup>(19)</sup>」であるかのように  
云われているが、本節はじめの氏の山崎氏批判にかかわって指  
摘したように、氏の類型把握自体に、「ブルジョア国家一般」  
(一節)と「特殊類型」(四節)とのすりかえが行なわれてい  
るのであり、「ズレ論批判」者自体、氏の云われる「屈折」、  
国家移行期における各レベルでの妥協性と紆余曲折を把握しな  
いはずがない。しかしそれは、氏の云われる、位置づけ不明の  
「四要素」が国家形態を曲折させるといった単純なものでは  
なく、政治的上部構造(そこにおける政治的支配階級の段階・  
性格)↓国家内容(特殊具体的な国家の存在内容)↓国家形態  
(国家内容に応じた政治レジーム・統治形態・編成形態の具体  
的存在形態)を通じて、国家論レベルにおける「屈折」が顕現  
するのである。

(15) 前掲『講座日本歴史8』三七ページ以下。

(16) 同上、四〇ページ。

(17) 同上、三六ページ。



(18) 同上、四五ページ。

(19) 同上、四六ページ。

い、まかりに、経済構造の本質とそれを構成する諸関係が、政治的上部構造の本質とそれを構成する諸関係と一致し、したがってまた、経済構造におけるもつとも優勢な経済的支配階級と、政治的上部構造におけるもつとも優勢な政治的支配階級との本質が一致しているとしても、なおかつ、国家という政治的上部構造は、とりわけ政治的支配階級の意識を媒介として構築されるものである。この政治的支配階級の意識を規定するのは、政治的支配階級の発展〔小〕段階、他の政治的支配階級ないし分派・他階層の位置とそれとの関係（権力の委譲・分担等）、被支配階級・中間層の位置とそれとの関係（階級闘争等）、継承する国家装置との関係（官僚・軍事機構の位置・性格、政治的慣習等）、国際関係への対応（他国との支配—従属、先進—後進性、緊張関係等）等が基本的なものである。これらの条件に規定されつつ、同一の国家類型の国家であっても、特殊具体的な、政治的支配階級の段階・性格規定にもとづく国内内容が、他の国内内容と異なるものとしてたちあらわれ、それに

もつづいて、さらに特殊具体的な政治レジーム（支配原理・統治手法等）に規定された統治形態・編成形態が構成されてくるものと考えられる。こうした「屈折」のなかで、経済構造におけるブルジョアジーの優位が、かりに政治的上部構造におけるブルジョアジーの優位につながっていったとしても、右の政治的支配階級の意識を規定する諸条件のもとで、国家類型の変革をなさないまま、妥協的に、国内内容—国家形態の改良的変化をもつて自らの国家を通ずる政治支配とする、かかる事態が出現するであろう。

問題は、中村氏のように、経済構造、したがって国家類型がブルジョア化しながら、何故国家形態が独自の絶対主義的国家形態をとったか、ではなくして、わが国の妥協的性格をもったブルジョアジーが、ひとまず経済構造を支配し、政治的上部構造をも妥協的に支配しつつ、具体的な国家総体を、一定の変容を加えつつも、自らと究極的には別個の範疇のものとして相対的独自に温存した必然性とその支配の眼目にあると思われる。国家類型は、むしろもつとも抽象的歴史範疇性を示すものとして国家概念のなかで最上位のものでありながら、逆にもつとも具体的な国家形態↓国家権力↓国内内容を、そうした実体を、

抽象的に本質評価したものでなくてはならないのである。

(一九八五・一〇・一六)

！具体的国家分析のための国家の基礎的諸概念について！